

国内募集型企画旅行条件書

(旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面)

(旅行業法第12条の5に定める契約書面)

この書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約—(1)この旅行は、当社が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」という）によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。（以下「最終旅行日程表」とう）

2. 旅行の申込みと契約の成立時期—(1)当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部として取り扱います。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。(2)当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日から当社の指定する日までに申込書の提出と申込金の支払が必要です。

3. 申込条件—(1)18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。(2)参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。(3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

4. 旅行代金に含まれているもの—(1)パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、及び消費税等諸税。(2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費を含みます。上記諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの—第4項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を例示します。(1)旅行日程中の自由行動等で“お客様負担”と記載されている区間の交通費等諸費用(2)超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）(3)クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料(4)自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等

6. 旅行内容の変更—当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスを変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

7. 旅行代金の変更—(1)当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、パンフレットに記載の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。(2)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

8. お客様の交替—お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。

9. お客様による旅行契約の解除（旅行開始前）—(1)お客様はいつでも、第11項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、当社営業所の営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。(2)お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。イ、契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第15項に定める重要なものであるときに限ります。ロ、第7項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。ニ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

10. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）—(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなかったときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、第11項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。(2)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

イ、お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。ロ、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。ハ、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。ニ、お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。ホ、スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。ヘ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

11. 取消料—(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき次の表に定める取消料をお支払いいただきます。(2)当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき取消になる場合もパンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。

国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して20日前まで (日帰り旅行は10日目～8日前まで)	旅行代金の 20%
旅行開始日の7日前～2日前	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始当日（旅行開始前）	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

12. お客様に対する責任—(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。(3)お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

13. お客様の責任—(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。(2)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14. 特別補償—当社は、第13項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他これら等補償の対象とならないものがあります。

15. 旅程保証—(1)当社は、当社約款の規定により次に掲げる契約内容の重要な変更（天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除く）が生じた場合は、旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。(3)当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

16. その他—(1)この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書と間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <https://tono-yamasatonet.com/tabsite/>からもご覧いただけます。(2)個人情報の取扱いについてイ、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。ロ、当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、利用させていただきます。

17. 旅行条件の基準—本旅行条件は、令和4年7月1日を基準日として作成しております。このご旅行に関し担当者からの説明にご不明点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者へご質問ください。

旅行企画・実施

登録番号 岩手県知事登録旅行業第3-208号

名称 特定非営利活動法人 遠野山・里・暮らしネットワーク

所在地 岩手県遠野市遠野町28-5

T E L 0198-62-0601 F A X 0198-62-0602

営業所 遠野山里ネット 遠野旅の産地直売所

名称 岩手県遠野市新穀町2-3

T E L 0198-66-3643 F A X 0198-66-3544

国内旅行業務取扱管理者：菊池新一、小笠原晋

(一社)全国旅行業協会正会員

※募集型企画旅行実施エリア：遠野市、花巻市、奥州市、住田町、

釜石市、大槌町、宮古市